

2 自動車交通公害対策としての土地利用

(1) 幹線道路沿道等における土地利用の適正化

交通量の多い主要幹線道路や鉄軌道沿いは、原則として住居専用地域の指定を行わないものとし、交通量の多い交差点では、土地利用計画と整合を図り用途地域を指定するなど、沿道の土地利用の適正化に努める。

また、国道43号及び阪神高速3号神戸線については、沿道の土地利用の適正化、合理的な整備誘導を目的とした「幹線道路の沿道整備に関する法律」に基づき沿道地区計画の推進を図る。

(2) コンパクトな市街地形成や都市機能配置の適正化

都市計画などを通じて、県民がマイカーに依存する度合いを減らすため、自転車道や公共交通機関の拡充、パーク・アンド・ライド施設の整備、さらには職住近接型・買物等利便型などの“人間サイズのまちづくり”、“環境にやさしいまちづくり”を進める。

(3) 都市構造や住環境の保全に配慮した土地利用の適正化

幹線道路沿道地域のうち、都市構造上、業務の利便の増進を図ることが適当な地域においては、中心商業地との連続性や既成市街地周辺部における拠点性に配慮した土地利用を図り、商業・業務機能の適正な配置を誘導する。

また、後背地が住宅地である地域においては、後背地への緩衝帯及び生活利便施設整備を考慮した土地利用を図るとともに、自動車交通量の多い幹線道路に面した地域にあっては、特別用途地区や地区計画によって適切に土地利用を誘導し、道路交通騒音等にかかる環境の保全を図る。

3 航空機騒音防止対策としての土地利用

大阪国際空港周辺の土地利用については、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止に関する法律」に基づく周辺整備計画を進める。

4 港湾埋立地の利用

尼崎西宮芦屋港、神戸港、姫路港等における港湾埋立地については、埠頭用地及び港湾関連用地のほか、背後市街地における生活環境改善のための都市再開発用地、下水処理場や公園等の都市機能用地や中小企業移転用地等を確保するなど質の高い港湾空間の形成を図る。

5 緑化の推進

緑地は公害対策上、非常に有効であるため、緩衝緑地としての機能を持つ既存農地、

林地の確保、公園緑地等の整備を促進する。

また、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、道路、学校、官公庁、工場等における敷地や屋上等の緑化を推進する。

さらに、産業構造の変化等によって遊休地化した工場跡地等を、水と緑豊かな環境に回復・創造し、ゆとりと潤いに満ちた快適な生活環境を創出するとともに、環境関連産業の集積による地域経済の活性化を図る「尼崎21世紀の森」を推進する。